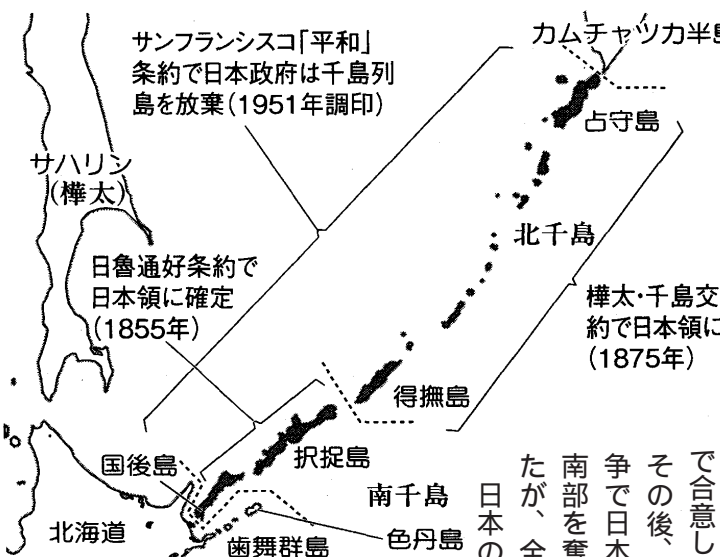


日口領土問題！

日本共産党の千島政策

1969年に千島政策を発表して以来、日本の領土として、全千島列島と歯舞（はほまい）諸島、色丹（しこたん）島の返還を求めてきました。

党綱領でも「日本の歴史的領土である千島列島と歯舞諸島・色丹島の返還をめざす」と明記しています。



は択捉（えとろふ）島と得撫（うるつぶ）島との間におき、択捉以南は日本領、得撫以北はロシア領とし、樺太（からふと）を両国民の雑居地にするという内容でした。

その後、「樺太・千島交換条約」（1875年）で、

日本は樺太への権利を放棄し、その代わりに、得撫以北の北千島を日本に譲渡し、千島全体が日本に属すること

で合意しました。その後、日露戦争で日本は樺太南部を奪いまし

たが、全千島が日本の領土であることとは、

南千島 色丹島
北千島 得撫島
南千島 択捉島
北千島 国後島

歴史的経過からみても 当然の主張

千島列島は、北端の占守（しゅむしゅ）から南端の国後（くなしり）までの諸島をさします。

幕末から明治にかけての日口間の平和的な外交交渉では、全千島が日本の領土と確定されました。

それは、両国の国境を決めた二つの条約をみれば分かります。（地図参照）日口間の最初の条約は、「日魯通好条約」（1855年）で、日口間の国境

この主張があとからのこじつけであることは、サンフランシスコ会議における日米両政府代表の言明やその後の国会答弁で明らかです。



「南千島は千島にあらず」

では領土問題解決不能！

吉田茂・日本政府代表の発言（1951年9月7日）：「日本開国の当

時、千島南部の二島、択捉、国後両島が日本領であることについては、帝

政ロシアもなんらの異議を挿（は）さまなかつた」

「日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島及び歯舞諸島も終戦当時…」

つまり、日本代表の吉田氏自身が、日本が放棄する千島列島には、択捉、国後が含まれるという演説をしているのです。

ダレス米国代表の発言（1951年9月5日）：「第一条（C）に記載された千島列島という地理的名称が歯舞諸島を含むかどうかについて若干の質問がありました。歯舞を含まないというのが合衆国の見解であります。」

これは、講和会議のさい、日本政府が、歯舞、色丹は千島ではない」と主張したためですが、それ以外は千島列島だという見解を示したものです。「南千島は千島にあらず」という日本政府の立場では、

択捉・国後でさえ、道理をもつて要求できる論立てにはならないのです。

サンフランシスコ条約 批准国会が示すものは

さらに、サンフランシスコ条約の批准国会ではどうか。外務省・西村熊雄条約局長の答弁：「条約にある千島列島の範囲に

ついては、北千島と南千島の両者を含むと考えております」「この千島列島の中には、歯舞、色丹はこれは全然含まれない。併し（しかし）国後、択捉と

いう一連のそれから以北の島は、得撫（ウルップ）、アイランド、クリル、アイランドとして全体を見ていくべきものではないか」（1951年10月11日）

西村局長の答弁は、南千島、北千島と分ける道理はない、択捉、国後以北の島は全体として千島列島を構成するというもの。

「南千島は千島にあらず」という論立てが成り立たないことを、政府自身認めていたのです。

不当なサンフランシスコ条約の見直しこそ必要！

ソ連の不当な領土併合という根本問題を避けて、サンフランシスコ条約の前提に縛られている限り、領土問題の解決ができないのはこうした経過からみても明らかです。

第二次世界大戦の時期まで国際的に問題になったことはありません。

領土不拡大原則の蹂躪！

ところが、ソ連のスターリンは、米英首脳とのヤルタ会談（1945

年2月）で、対日参戦の条件としてソ連への千島列島の「引き渡し」を要求し、米英もそれを認め、密約を結んだのです。これ

は、「領土不拡大」（1943年のカイロ宣言など）という戦後処理の大原則を踏みにじるものでした。

この主張があとからのこじつけであることは、サンフランシスコ会議における日米両政府代表の言明やその後の国会答弁で明らかです。

